



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.1

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026 年 8 月 8 日

Sponsor: Burkina Faso, Cambodia, Chad, DR Congo, Ghana, Kenya, Mongolia, Venezuela

第 25 回ローマ規程締約国会議は、

ローマ規程を想起し、

国際刑事裁判所(ICC)の重大犯罪への処罰や被害者救済の過去の活動における国際刑事司法の中心的役割を想起し、

国際刑事裁判所書記局(ICC 書記局)の ICC を支える行政上の働きに好意を示し、

不処罰なき世界の実現に向けた ICC および関連機関の貢献に好意を表明し、

ローマ規程第 17 条及び第 18 条にて確立された国内司法において捜査訴追の能力がない場合または捜査訴追を行う意思のない場合に ICC の管轄権が及ぶという補完性の原則を想起し、

ローマ規程第 86 条にて示されている捜査訴追に関する締約国の協力義務を想起し、

ICC-ASP/24/19 で作成された被害者信託基金(TFV)を想起し、

独立専門家レビュー(IER)の ICC に対する客観的かつ多角的な改革勧告を想起し、

政府開発援助(ODA)、非政府組織(NGO)の活動を想起し、

ICC が真に裁くべき犯罪とは重大なものであり、国内司法の不足による過度な付託は ICC の真の役割を阻害する可能性があることを認識し、

各国の国内司法の拡充が ICC そして国際社会に対して良い影響を与えると信じ、

ICC の積極的補完性の重要性を強調し、

ICC の実効性は締約国の積極的な協力によって担保されることを再確認し、

発展途上国特に紛争地域では証拠収集が困難であることを再確認し、

デジタル技術の進展がこれまで困難であった捜査への新たな可能性をもたらしていることに留意し、

国際刑事司法への新技術の活用の重要性を強調し、

被害者の救済が国際刑事司法の根幹であり被害者救済能力の早急な強化の必要性を強調し、

ICC の財政的安定は捜査訴追に不可欠であり持続可能な国際司法制度の確立のためには新たな資金源の確保が必要だと強調し、

分担金の支払いは締約国の義務であり、ICC の活動継続のために不可欠なものであると強調し、

分担金の未払いが多く発生していることによって ICC の十分な活動が妨げられていることを残念に思

い、

TFV は設立されたものの、実際の活用には様々な問題が残っていることを残念に思い、

ICC で裁かれる犯罪の判決には長い期間がかかり、その間の被害者救済の必要性を認識し、

国連機関、地域機構との協力が捜査、情報収集、司法能力構築などに有益であることを確認し、既存の ICC の権限内での最大限の協力促進を強く望み、

独立した国際司法体制への政治的圧力は ICC の独立性、信頼性を損なう可能性があることに深い懸念を持って言及し、

1. ICC に対し、補完性の原則に基づき当該国の同意を持って国内司法の不足している国に以下のノウハウ及び技術、経済的支援を行うことを要請する；
 - a. 国内法整備、
 - b. 司法専門職等の人材育成、
 - c. 電気、道路、インターネットを含むインフラ整備、
 - d. エネルギー、
 - e. 選挙制度、
 - f. 教育、
 - g. 情報管理体制；
2. 締約国に対し、逮捕状の執行、証拠提供その他の協力義務を積極的に履行しローマ規程を遵守するよう強く促す；
3. 政治、経済的原因によりローマ規程協力義務を果たせなかった国に対し、原因を ICC に提出することを要請する；
4. ICC に対し、主文 3 の報告をもとに、当該国への補償、原因解決などを行い、国際社会全体の課題として受け止め、再発防止に向けて行動することを要請する；
5. ローマ規程に現職国家元首の免責を認めない、ただし、国内の混乱を防ぐため、逮捕状発行から一年間の猶予期間を与えるという条文の追加を決定する；
6. ICC 事務局に対し、主文 5 の実際の施行によって選挙期間の変更があった場合に経済事情を鑑み、支援を行うことを要請する；
7. ICC に対し、ローマ規程遵守によって経済または政治的制裁を受けた国に対して保証を行うことを要請する；
8. ローマ規程非締結国の ICC 協力時にインセンティブを与えることを決定する；
9. ICC 書記局に対し、締約国の自主的かつ積極的な協力を促進するため犯人引渡し、証拠提供などの協力状況を 3 年に 1 度報告書としてまとめ、全世界に共有し、分析する制度を設けることを要請する；
10. ICC 書記局に対し、証拠収集、情報分析のための国際的なデータ共有プラットフォームを作成し円滑かつ安全な情報共有を行えるようにすることを要請する；
11. ICC 検察局に対し、人工衛星などの最先端技術を利用して証拠収集及び容疑者追跡を行い、技術的能力不足国での調査に使用することで円滑な情報収集を行い締約国の負担を軽減するよう要請する；

12. ICC に対し、TFV の企業、個人、ODA、NGO などの組織からの寄付を認める制度を作成し財源強化を図るとともに、犯人の資産差し押さえ担当人員を増強するなど、被害者に適切な賠償が与えられるよう要請する；
13. 締約国及びICC 書記局に対し、判事検事に対する政治的、経済的な制裁に対し共通の対応を行い、滞りのない生活のための支援を行うことを要請する；
14. ICC に対し IER の勧告を受諾し、継続的な改革を行いその成果を締約国会議に提出することを要請する；
15. ICC に対し、国連機関特に安全保障理事会との協力を強化し国際犯罪への迅速かつ効果的な対応を可能にするよう要請する；
16. ICC に対し、地域機構との対話や協力枠組みを強化し、地域を主体とする国際刑事司法への対応を促進するよう要請する；
17. ICC に対し、非締約国との柔軟な協力を進めることを促す；
18. 締約国に対し、財政の分配が各国の政治的な意向によって左右されることのないように公平に配分することを要請する；
19. 今後の会議で ICC への経済制裁に対する対応及び安全保障理事会からの拒否権使用に関する積極的な議論を行うことを決定する。